

# 守山市民球場の利用規定 (2018年度)

各体育施設利用規定について下記の通り定めていますので、ご理解、ご協力ください。  
大会利用の場合、会場責任者は主催者や関係者、参加者に周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。

## 1. お申込みおよび、利用料金区分について

- 1) お申し込みの受付開始日  
守山市内区分は利用予定日が属する月の2ヶ月前の月、1日から申請が可能です。※守山市外区分は1ヶ月前より受付。  
※施設利用申請の受付場所は、守山市民体育館内管理事務所です。
- 2) 各種申請受付時間は市民体育館の開館日 9:00~17:00 です。(時間外の受付はできません)
- 3) 利用料金はすべて申請時にお支払いください。(前納先着制)
- 4) 市内、市外の料金区分については利用者全体の半数以上が湖南圏域(守山・草津・野洲・栗東)の在住者であれば市内区分料金となりますが、守山市以外のお申し込みでの受付開始日は市外区分(1ヶ月前)となりますのでご注意ください。  
※練習試合等で対戦相手が湖南圏域外チームの場合は市外料金区分となります。
- 5) 湖南圏域内事業所が主催であっても、利用者全体の半数以上が湖南圏域外事業所勤務者であれば市外区分料金となります。
- 6) 施設利用終了後に利用者名簿の提出がなければ、すべて市外料金区分とさせていただきます。
- 7) 電話等による利用申し込みはできません。(仮予約も不可)
- 8) 申請書提出後の取り消し(キャンセル)、日程および時間変更は一切できません。  
但し、気象警報発令等や施設側の問題により施設が利用できない場合は日程変更または還付(返金)請求ができます。  
この場合、日程変更、還付請求は利用予定日から1ヶ月以内に手続きしてください。(例:4/1分の還付手続きは4/30まで)  
(注)1ヶ月を過ぎますと変更、還付ともできません。手続きには申請者の印鑑および申請書の控え(領収書)が必要です。  
なお、年度をまたがっての日程変更はできません。
- 9) 18歳以下(高校生含む)だけの利用許可は昼夜問わず安全管理上できません。必ず、保護者または成人が同伴でご利用下さい。
- 10) 原則として、市民球場は野球以外の目的での施設利用はできません。
- 11) 名義貸し申請および又貸し利用は固くお断りいたします。

## 2. 市民球場の利用について

- 1) 安全管理上利用者全員、帽子、ユニフォーム、スパイクシューズを必ず、着用して下さい。
- 2) 申請された利用時間を必ず、お守り下さい。注)利用時間には準備、撤収、清掃、整備、後始末の時間を含みます。
- 3) 利用当日は申請書の控えを必ず、ご持参ください。(大会利用者は大会打ち合わせ内容のコピーもご持参ください)
- 4) グラウンドの利用可能時間は午前6時00分から午後5時00分までです。  
但し、夏季については管理者が指定した時間までの申請が可能です。※通常料金に時間外料金が加算されます。
- 5) 管理棟および付帯設備(放送設備、スコアボードなど)の利用は午前9時00分から午後5時00分までです。  
管理棟および付帯設備のご利用は事前にお申し込みが必要です。  
スコアボードにつきましては事前に操作手順の説明を受けていただくからのご利用となります。  
大会等の運営は利用規定時間内で実施できるよう調整をお願いいたします。  
但し、大規模な大会や、特別な理由があると管理者が特別に認めた場合に限り、基本利用料に時間外料金を加算してのご利用が可能です。
- 6) 利用当日は利用前に市民球場管理事務所にて利用者名簿を受け取り、終了後提出して下さい。
- 7) 利用当日のグラウンドコンディションが不良と管理者側が判断した場合、当日の天候状態にかかわらず、利用をお断りすることがあります。(原則、現地確認としておりますが、不明な場合は事前に市民体育館または市民球場までお問い合わせください)
- 8) 球場管理事務所は大会であっても利用できません。(大会等の本部は会議室(有料)等をご利用ください)
- 9) 球場管理棟内へはスパイクシューズで入らないでください。
- 10) 許可を受けていない備品の使用や申請していない場所への立入りは固くお断りします。
- 11) 球場管理事務所職員が不在の場合の連絡等は市民体育館事務所 077-583-5354 までお願いします。
- 12) 施設、備品等は大切に取り扱い下さい。利用中に生じた建物、設備、備品等の損傷または滅失、汚損については管理者に報告し、これを現状に復して損害が生じた場合は賠償していただきます。
- 13) ラインはご利用者で引いていただきます。ライン用石灰は球場内設置のものをご利用下さい。  
持ち込みで石灰を使用される場合、ライン専用石灰以外のもの使用はお断りいたします。
- 14) 利用終了時刻の15分前には利用をやめ、内野グラウンドの整備、ダッグアウト内の清掃、用具置場の清掃、整理整頓、管理棟を使用の場合は各利用室内の清掃をして管理者の点検を受けて下さい。
- 15) 試合の応援については近隣住民の迷惑にならないようご理解とご協力をお願いします。(鳴り物禁止)  
試合の途中であっても管理者から応援方法について指示があった場合はその指示に従っていただきます。
- 16) 放送設備の利用については近隣住民への配慮の関係上、午前9時00分からとなっておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。
- 17) 公園内通路や道路、駐車場内でのウォーミングアップや練習は大変危険ですので一切禁止します。  
※大会等で練習場所が必要な場合は『スポーツ広場』を申請してご利用下さい。(軟式野球の場合のみ可能)
- 18) 場内外を問わず、ご利用中の飛球による物損や人身事故につきまして施設側は一切その責を負いませんので、主催者または利用者側で事前に保険加入などで対応してください。

## 3. 飲食・喫煙について

- 1) 球場グラウンド内は飲食、喫煙はできません。(管理棟内、観客席、ダッグアウト内での喫煙も堅くお断りいたします)
- 2) 飲食は観客席、および会議室、審判員室、役員室(各部屋とも有料)でのみ可能です。※放送・記録室での食事は不可
- 3) 喫煙は指定された喫煙所のみ可能です。但し、別に喫煙場所を設けたい場合は管理者にご相談下さい。
- 4) 球場内へのアルコール類の持ち込みやアルコール類を飲まれた利用は安全上、固くお断りします。  
(発見された場合、利用の途中でも利用をお断り致します)

#### 4. ゴミについて

1) 持ち込まれたゴミについては主催者（利用者）が責任をもって全てお持ち帰り下さい。

#### 5. 駐車場について

- 1) 駐車場は球場横の第3駐車場をご利用下さい。（366台・無料）
- 2) **利用可能時間：球場利用時間から午後6時00分閉門まで**（通常、午後6時に閉門いたしますのでご注意ください）
- 3) 駐車場内でのトラブル、事故、盗難等については一切責任を管理者側は負いません。
- 4) 大規模な大会の場合や管理者側が必要と判断した内容の場合は主催者側から駐車場整理係を配置して頂きます。  
（目安として**参加者、来場者数が大人100人につき係員1名配置**をお願いしています）
- 5) 各駐車場は他の利用者との共有施設ですので占有および確保はできません。
- 6) 駐車場満車時に周辺道路への駐車はご遠慮下さい。
- 7) **近隣住民の迷惑になりますので、エンジンは必ず、停止して駐車してください。（待機バス含む）**
- 8) **バス（大型、中型、マイクロ）は指定された場所に駐車してください。**

#### 6. 大会等の申請および事前打ち合わせについて

- 1) **年間利用調整で仮決定された大会利用等の申請は利用予定日が属する月の3ヶ月前までに申請書を提出してください。期限までに申請書の提出がない場合はキャンセルと判断し、一般利用者に開放します。**
- 2) **規模にかかわらず、事前に大会開催内容（指定用紙）および大会パンフレット等の提出をして下さい。**
- 3) 管理者が必要と判断した場合は、事前に詳細の打合せをしていただきます。
- 4) 大会等の雨天予備日等については大会が成立した時点で一般利用者に貸出しを開始致します。  
この場合一般利用者の申込みがあった分の料金を返金いたしますので、大会主催者は管理者にご照会下さい。  
**別の大会や練習での利用、第3者への又貸し行為はできませんのでご了承下さい。**

#### 7. その他

- 1) 消耗品は利用者でご準備下さい。（ハサミ、セロテープ等の文具類、けが等に必要な救急薬品等）
- 2) 外部からの電話が主催者へあった場合の連絡先（会場責任者）を事前にご報告下さい。一般の呼び出し等の電話連絡は緊急時以外取り次ぎできませんのでご了承下さい。
- 3) 貴重品は各自で保管していただくようお願いいたします。紛失、盗難についての責任は一切、管理者側は負いません。
- 4) 施設内に許可なく貼り紙、表示、ポスター等の掲示は禁止します。
- 5) 利用状況において施設側が営利目的行為と判断した場合は、利用の途中または申請後であっても利用をお断りすることがあります。
- 6) 各施設内での火気の使用は固くお断りいたします。
- 7) 利用にあたって管理者から指示がある場合、その指示に従って下さい。  
指示事項や利用規定を守っていただけない場合は利用の途中でも利用をお断りし、今後の申請をお断りする場合があります。
- 8) 利用時間制限について（年間調整で許可を得た大会利用等を除く）  
一般利用の場合、個人、団体にかかわらず、1人でも多くの市民の皆さんにご利用いただくために、利用時間の制限を設定しておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

**日曜日・休日（祝祭日） 1団体【申請】 3時間まで（この制限は利用日の1ヶ月前の時点で解除します）**

#### 8. 冬季の施設利用について

- 1) **1月～2月末は気温が低くなり、内野のグラウンドコンディション不良日が多くなるため、施設を閉鎖いたします。**  
冬季閉鎖期間中は外野（人工芝部分）のみご利用が可能です。  
但し、スパイクシューズでの使用、バッティング練習等やブルペンの使用はできません。

#### 9. 守山市民球場の概要

名称： 守山市立守山市民球場  
場所： 滋賀県守山市石田町335 TEL077-583-8020  
概要： 管理棟建築面積 719㎡  
グラウンド面積 12,758㎡  
（内野グラウンド面積 3,549㎡ 外野芝生面積 9,209㎡）  
センター 123m 両翼 100m  
フルLEDスコアボード・バックスクリーン・放送設備  
観覧施設：バックネット裏 644席  
内野ベンチ席 700席  
内野芝生席 940席  
外野芝生席 2,740席  
設置： 昭和55年 8月（平成26年3月末改修工事完了 4月12日リニューアルオープン）

※その他不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

（公財）守山市文化体育振興事業団公式HP『施設予約状況』で施設の概要および空き状況がご確認いただけます。

（リアルタイムではありませんのでご注意下さい）

管理者：（公財）守山市文化体育振興事業団 守山市民運動公園  
〒524-0051 滋賀県守山市三宅町100番地（市民体育館内）  
TEL 077-583-5354 FAX 077-583-5853  
（業務時間：9:00～17:00 休館日：火曜日と祝日の翌日、年末年始）